

インフォメーション



■新年会の案内

群馬県中央会

本会では、会員の皆様のご繁栄と団結強化を図るため、恒例の新年会を左記の通り開催致します。

開催日 1月23日(水)

場所 前橋商工会議所会館

前橋市日吉町1-8-1

新春講演会 15時30分～16時50分

「2013 政治と経済」

政治評論家 屋山太郎氏



懇親会 17時～18時30分

会費 1人6000円

※お問合せは、本会総務課まで。



■最低賃金が改定されました

群馬労働局

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、平成24年10月10日から改正発効しています。特定(産業別)最低賃金は、平成24年12月28日から

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間696円	発効日 平成24年10月10日
特定最低賃金	製鋼・鉄素形材製造業最低賃金	1時間805円	発効日 平成24年12月28日
	一般機械器具製造業最低賃金	1時間794円	
	電気機械器具製造業最低賃金	1時間792円	
	輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間794円	

ら改正発効されました。

18歳未満又は65歳以上の方や、定められた軽易な業務に従事する方については、特定(産業別)最低賃金の適用から除外されます。最低賃金の対象となる賃金には、

最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1カ月を超える期間毎に支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

※お問合せは、群馬労働局労働基準部賃金室(☎027-210-5005)まで。

1月の金融相談所スケジュール

◆商工中金前橋支店

午前10時～午後3時

◆太田商工会議所

1月16日、23日、30日、
2月6日

午後1時～午後2時

編集 後記

◆新年明けましておめでとうございます。旧年中のご厚誼に感謝申し上げますとともに、本年こそは平穏で先の見通せる良い年となりますように切に祈念申し上げます。

◆恒例となりましたが、本誌では、組合・業界のリーダーの皆さまから、年頭に当たり所感を頂戴しました。それぞれに業種・業界は異なるものの、震災復興の遅れとともに、日中関係悪化、欧州金融危機等を危惧する様子がうかがわれます。

◆こうした中、自社の「強み」を厳しい経済環境の中で活かしていこうという声が多く感じられました。また、人材の育成に力を注ごうとする姿勢も多く見受けられます。

◆今、時代は大きな転換期にあると言われます。私たちは年末の衆院選で新たな政権の枠組みを選択しました。政治や経済の過去からの踏襲の是非に関わらず、否が応でも新政権に期待し、頑張っていたかどうかありません。

◆先行きがいかに不透明でも、中小企業は人材の育成に注力し、見出せる強みを少しでも活かす果敢にチャレンジしています。「近いうちに」ではなく、新たな政権には空白のない鋭いスタートダッシュを望みます。